

# 行政書士登録手続の案内

山口県行政書士会

山口市惣太夫町2番2号

TEL 083-924-5059

◎ 行政書士登録をされる方で、山口県内に事務所を設けられる方は、山口県行政書士会（事務局）に、登録申請者本人が以下の登録申請に必要な書類と諸費用を持参して、手続きを行ってください。

※住民票、身分証明書等を取得される際には、マイナンバーが記載されていない書類をご提出ください。

（マイナンバーが記載されている場合、書類は取り直しとなりますので、ご注意ください。）

◎登録申請に必要な書類（各1部）

1. 登録申請書（登録免許税 30,000 円の印紙を貼付、消印無効）

①本籍地・住所・事務所の所在地は証明書と同じように記入（例）○丁目○番○号・△△△番地

②行政書士以外の類似資格については、開業されている場合のみ記入し、証明書等の写しを添付

2. 履歴書（写真 2.5 cm×3 cmを貼付）

㊥ 別に同じ写真を3枚提出（裏面に氏名、撮影年月日を記入）

3. 住民票の写し（本籍地が記載されているもの申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

4. 行政書士となる資格を有する証明書類（いずれか1部）

① 行政書士試験合格者の方は…合格証の写し（原本を確認しますのでご持参ください）

② 弁護士、弁理士、公認会計士、税理士いずれかの資格登録の方は…登録事項証明書（原本）

③ 行政事務を担当していた者は、公務員職歴証明書。（所属行政機関の証明）

（②、③については、申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

5. 誓約書 ①日本行政書士会連合会長に対する誓約（事務所所在地が住所と同じ場合は同上と記入）

②山口県行政書士会に対する誓約

6. 承諾書 山口県行政書士政治連盟に対する承諾

7. 成年被後見人・被保佐人としての登記されていないことの証明書

（東京法務局が発行した証明書・山口法務局で発行可）（申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

8. 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書（申請時に発行年月日が3ヶ月を経過していないもの）

証明事項 ①禁治産者又は準禁治産者に該当しないこと

②破産者で復権を得ないものに該当しないこと

9. 事務所の位置図

10. 使用承諾書（事務所が賃貸の場合に必要・別の事務所の使用権を確認できる書類等でも可）

◎登録手数料 25,000円

◎入会金 150,000円

※ 場合により必要な添付書類及び提示書類

- a) 学歴証明書（学歴が高卒以上で行政事務歴が17年以上20年未満の場合）
- b) 懲戒免職処分を受けていない旨を証明する証明書  
（公務員歴があり、退職後3年を経過しない場合）
- c) 共同・合同事務所届出（開設する事務所が該当する場合、事務局に様式があります）  
共同事務所・・・行政書士が複数で、同一室内に事務所を設置する場合  
合同事務所・・・行政書士が他士業者と、同一室内に事務所を設置する場合
- d) 誓約書（開設する事務所が該当する場合は、事務局に様式があります）  
[法人等に勤務しており事務所は別の場所に設ける場合]  
[法人等の事務所内に事務所を設ける場合]
- e) 戸籍抄本  
[職務上、旧姓の使用を希望する場合]  
[婚姻等の理由により行政書士試験合格時から氏、名若しくは、氏名の変更があった場合]

※上記の他、日本行政書士会連合会会則第40号第3項に基づき、日行連が必要と認めた場合には、提出を求めることがあります。

◇登録申請から行政書士名簿への登録まで

登録申請を受け付けた当会は、これを日本行政書士会連合会（以下「日行連」という）に進達します。日行連は所定の審査を行い、資格者と認定した者は「行政書士名簿」に登録します。

◇登録証交付式

「行政書士名簿」に登録されると、「登録証」及び「登録証票」が日行連より交付されます。ただし、当会経由で交付されますので、当会から電話連絡いたします。その際、登録証交付式の日時をお知らせします。

◇登録証を受領するときの必要事項

①「職印」「私印」②「職印届書」「印鑑紙」（申請書類と一緒に渡した用紙）

③**会費の納入** 登録された月から会費の納入になります。

（本会会費年額）62,400円

（【前期】4月～9月分（4/25払）【後期】10月～翌3月分（10/25払）の2回分割で納入）

（政連会費年額）3,600円（4月一括納入）

⑤ <b>物品の購入</b>	<b>行政書士徽章</b>	一個	2,800円
	<b>領収証</b>	一冊	600円
	<b>事件簿</b>	一冊	600円

◆行政書士法 第3章登録 第6条（登録）

◆日本行政書士会連合会会則

第39条（行政書士名簿に登録すべき事項等）、第40条（登録の申請）、第81条（行政書士の職印）

◆行政書士法施行規則 第1条（事務所の表示）

◆行政書士事務所設置指導基準

◆事務所の名称に関する指針